

6月6日(金)午後3時～4時30分 参議院議員会館1階講堂

文字・活字文化推進機構 主催

図書議員連盟、活字文化議員連盟、子どもの未来を考える議員連盟 共催

文字・活字文化と国民の暮らしを考える緊急集会

新聞・書籍・雑誌への軽減税率を求める

【報告】日本書籍出版協会理事長 相賀昌宏(おおが・まさひろ)

日本には出版社が3700社ほどありますが、日本書籍出版協会の会員社は現在428社に過ぎません。

お客様が定価で買ってくださる本の数 雑誌・書籍の販売部数は、雑誌が年間17億6000万冊ほど、書籍が年間6億8000万冊ほどあり、これらを扱っている新刊書店は1万3900店ほどあります。書店の総売上金額は年間約1兆7000億円になっており、そのうち約290億円は3248館の公共図書館が買っていて、館内閲覧以外の館外貸し出し点数は年間約7億2000万点あります。また、学校図書館(小・中学約3万2100館)、大学図書館(約1400館)、専門図書館(約1700館)、古書店(約2200店)、新古書店(約2000店)、レンタル店(約1900店)などを通じて本が読まれています。このほかにもCVS(約5万店)、マンガ喫茶(約2500店)などでも本との出会いがあります。

おそらく、全国で読まれている本の半分ぐらいに定価でお金が支払われ、著者と出版社への金銭的報酬の可能性をもたらしています。ここで可能性という言葉を使うのは、売れなかった本の返品により採算が取れない場合が多いからです。それゆえ出版社によっては執筆者のために、発行した部数で印税を支払う方式を採用したり、売上印税に保証部数を組み合わせたりしています。

私がこれから述べる意見は、以上のように多岐にわたる関係者や団体のすべてを代表できるわけもなく、立場によって意見の相違もあるということを前提にお聞きいただきたくお願いいたします。

さて、本、この場合雑誌・書籍にかかわらずですが、まず本を読むという行為について確認しておきたいのです。(なお、読むという言葉の意味に五感と第六感も含めておきます。)

本を読むという行為は、必要な知識や情報を得るために行うこともありますし、暇つぶしに行うこともあります。どんな状況であれ、読むことによって気持や感情が揺り動かさ

れることによる心地良さ、想像の世界で遊ぶ楽しさ、アイデアやヒラメキを得る、あるいは意味のある言葉そのものを手に入れられる面白さ、異なる価値観を知る、見えなかったものを心で見える力を得る、あるいは他人の心の痛みを知る、そして生きる力を得ます。本は食糧などの生活必需品とは違いますが、子どもたちにとっては人間形成の基本をなす一助であり、長い時間を生きていく上で必要なものですし、長い尺度で文化というものを生み出し、それがまた人間をつくるという相互作用に無くてはならないものと言えます。食糧は肉体を生かすために必要ですが、本によって得られる知恵は心や精神を生かすために不可欠なものです。

そのために我々日本人は、本に近づきやすい社会の仕組みを大切にしてきました。学校図書館、公共図書館、新刊書店、古書店、新古書店、レンタル店、コンビニ店、ネット書店、マンガ喫茶など、多くの本と接する機会を設けました。これらはお互いにぶつかりあったり補完し合ったりしながら、読み手と同時に新たな書き手も作り出しています。

この仕組みの根幹は、執筆者、著者、作家の持続的な創作意欲と、その生活を支えるための新刊書店における売り上げです。読者が書店で本を購入しにくい状況になったとき、この仕組みは枯れていかざるを得ません。一度、この循環にストップが掛かってしまったら、新刊書の売り上げは落ち、創作者の生活は成り立たなくなり、文化の創造的生成は衰退していくことでしょう。

消費税そのものの必要性は理解します。しかし、出版界においては軽減税率を導入しなければ、出版物は生活必需品でないだけに、お金を出して買って読む読者が減少していくかもしれません。そうなれば新刊書店の売り上げが落ちて、回りまわって読み手と書き手の持続という知の再生産を支えている仕組みの先細りが起きます。

出版物への軽減税率適用を一番願っているのは読者です。日書連でのお客様による署名活動はまだ実感がなく危機感を感じている読者の止むに止まれぬ行動であり、これは氷山の一角です。今後、出版界、書店業界は新聞業界や関連業界と協力して、軽減税率のあるべき姿について読者も巻き込んだ議論を重ね、軽減税率導入を政治家の方々のお力を借りて進めて行く所存です。日本の本を愛する読者と、未来を担う子どもたちのために、取り組まなくてはならないと考えています。

なお、出版物に軽減税率が適用されるのであれば、現行通り、仕入れにかかる税額の控除や還付とセットでお願いしたいと存じます。本をつくるために必要な、用紙代や印刷・製本代などの仕入れにかかる消費税は、本を売った時にお客様からお預かりした消費税と相殺して、その差額を納税しています。軽減税率が導入された場合でも、引き続き、この仕組みが維持されることを望んでいます。

以上を持ちまして出版界からのお願いといたします。

以上